

美教総第 215 号
平成30年10月22日

美作市監査委員 東内 義典 殿
美作市監査委員 高田 修平 殿
美作市監査委員 山本 雅彦 殿

美作市教育委員会
教育長 大川 泰 殿



平成29年度定期監査結果報告に係る改善等の必要な事項への対応について

このことについて、次のとおり改善等を実施しましたので、報告します。

記

1 改善等の必要な事項への対応状況について

(1) 学校施設の目的外使用許可等の状況について

平成30年5月9日(水)に開催した美作市立小・中学校5月定例校長会議において、美作市立学校管理規則第55条、第56条、第57条及び第58条の規定を引用し、学校施設の利用、使用の許可・制限及び使用の取消しについて、改めて周知するとともに、学校ごとに取り扱いについて徹底を図った。

第56条に規定する使用の許可を行う際の様式についても、通常使用の場合は、「学校施設・設備使用許可簿」によることを説明するとともに、様式を配布した。また、同条第2項に規定する使用が3日以上にわたる場合や異例に属する場合については、教育委員会の許可が必要であることから、「学校施設・設備使用願」によることを説明するとともに、同様に様式を配布し、学校管理規則に則った使用の許可・制限、及び使用の取消しについて、改めて周知及び徹底をお願いした。

学校より進達された「学校施設・設備使用願」については、教育委員会において使用内容及び使用者の確認を行うとともに、校長の意見を参酌し、「学校施設・設備使用許可書」を発行し、許可している。

なお、施設・設備の使用に係る条件やルール等の周知を図る必要があるため、許可書については、学校に送付し、学校から使用者に交付している。



(2) 薬品類の管理状況について

平成30年5月9日(水)に開催した美作市立小・中学校5月定例校長会議において、学校教育課長より、学校における理科実験用薬品類の管理について、改めて周知するとともに、学校ごとに取り扱いについて徹底を図った。その際、薬品管理簿による使用量及び在庫の把握を行わなければならないことを学校長に指示を行った。また、5月24日(木)には、薬品庫だけではなく、数年開けていないような戸棚等の奥に至るまで点検するよう学校長へ指示を行った。

7月13日(金)に開催した7月定例校長会議において、改めて学校教育課長補佐より、学校宛て文書「学校における薬品の保管管理の徹底について」、岡山県教育委員会通知平成30年6月15日付け教高指第207号「学校における薬品の保管管理の徹底について(通知)」及び岡山県総合教育センター理科部会発行『理科指導資料「薬品管理の手引き」』を示し、再度、周知徹底を図った。

なお、廃液及び不要な薬品については、平成30年度において薬品処理の予算を計上し、廃棄処理を計画している。

(3) 図書館の運営について

図書館司書の配置について、地域間の格差をなくすため、平成30年度においては、図書館司書有資格者を2名増員し、9名の募集を行ったが、図書館の性質上土・日曜日の勤務となるため、応募は平成29年度と同様の7名であった。不足する2名については、図書館司書資格はないが、常勤の事務補助者として雇用し、配置している。

なお、図書館司書が不在で、図書の検索依頼に対し、適切な対応ができない場合は、図書館司書がいる他の市内図書館に連絡し、対応するよう指導・徹底を図っている。